

令和元年 5 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和元年 5 月 28 日（火）午後 2 時 33 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年5月28日（火）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		
1 4 番	山 口 貞 雄		

欠席委員は、次のとおり

2 番	渡 貫 直 正	番	
-----	---------	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
主任	落 合 麻依子				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 13号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申  
し出について
- 日程第 5 議案第 14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出  
について
- 日程第 6 議案第 15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 16号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に  
ついて
- 日程第 8 議案第 17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について
- 日程第 9 報告第 5号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時33分

事務局（加藤 敦事務局長） 皆さん、こんにちは。

定刻を若干過ぎてしまいましたが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員24名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日、厳戒態勢の中、全国農業委員会会長大会が東京都内で開かれまして、行ってまいりました。皇居のすぐそばで、すごい警備を見てまいりました。

大会は毎年行われているのですが、その大会の中で、今回は農地の集積とか集約化の加速に向けて、国の政策提言を決議いたしました。「人・農地プラン」の関連法が改正をされまして、農業委員の役割が明確化されたわけでございます。JAや市町村と連携して地域の話し合いの進め方も、今回は盛り込まれているようでございます。

そのときに感じたことは、それ以前に担い手の確保をどうするかということが大きな課題ではないかと思っております。どこの地域でも荒廃農地や遊休農地がたくさんございまして、それを集積、集約化をして、担い手に渡していくという段階でございますが、その渡す担い手がだんだん減少しているということでございます。

減少の原因は、いろいろあろうかと思いますが、何といたっても農業収益が非常に低いということで、だんだん農業から離れていく方が多いということでございます。特にJAなどでは「所得増大」ということでいろいろな運動を行っております。農業資材の価格ですとか、あるいは肥料の低減化ということでいろいろやっておりますが、その結果が、なかなかいい方向に行かないというのが現実でございます。

そういういろいろな論点がありますが、その辺を大きく解決しない限り、「人・農地プラン」も現実味を帯びてこないのではないかと思います。

皆様方も多分お聞きになったことがある「人・農地プラン」でございますが、将来的には、もっと具体的に、担い手確保の問題についても、各地域でいろいろ話し合いの場がもたれると思います。特に農業委員・推進委員の方は、地区の代表としていろいろまとめていただくことも、これから大きな役割でございますので、そうなったときには、ぜひとも協力をしていただいて、新しい形の農業というものを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入らせていただきます。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、22番の佐藤智哉委員と23番の鈴木隆弘委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男2、女1。所有面積、耕作面積、いずれも18a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、瀬郷字中村。地目、畑。地積、640㎡。瀬郷字中谷。地目、畑。地積、2,042㎡。合計2筆、2,682㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

番号2、譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男2、女1。所有面積、耕作面積、いずれも18a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、瀬郷字中谷。地目、畑。地積、649㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1及び番号2について意見を求めます。

4番、熊山委員。

4番（熊山直行委員） 番号1及び番号2につきましては譲受人が同一であり、農地もほぼ隣接して、譲受人が一元管理するものであるため、一括して意見いたします。

本件の申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「瀬郷公民館前」交差点から南東に約500m及び600mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、市内に在住しておりますが、農地を厚木市に持ち、露地野菜、果樹等を中心に、これまで営農してきました。

このたび農業経営規模拡大を図るため当該農地を新たに取得するとのことで







「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第3、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

地区、六会・長後。番号、1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積0a。耕作者、住所氏名、なし。当該農地、西俣野字大塚下。地目、畑。地積、32㎡。権利の種類、所有権移転。転用目的、駐車場（他に雑種地を含む）。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

12番、飯田委員。

12番（飯田芳一委員） 本件の申請地につきましては、境川にかかる「俣野橋」から南西に約310mの土地になります。

資料は8ページをお開きください。

農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は、近隣の土地に寺院があり、駐車場が不足しているため、平成31年1月に非農地証明をとった土地と一体で駐車場に転用をするものです。

当該地は北側及び西側が宅地、東側及び南側が駐車場として一体造成を行う予定の土地になります。



議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件についての意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第13号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第13号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

なお本議案、番号7につきましては、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、番号7について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、日程第5、議案第14号について、概略を説明させていただきます。

番号7につきましては、遠藤で10aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分となっておりますので、詳細については、記載のとおりとなっております。

こちらの農地につきましては、現地の確認を行いまして、きれいな状態であることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号7について意見を求めます。

―― ―――  
―― ―――  
議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第14号、番号7について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長(齋藤義治委員) それでは、議案第14号、番号7について、承認することに決定をいたします。

対象委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

続きまして、本議案、番号9につきましては、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、番号9について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局(落合麻依子主任) それでは、番号9につきまして、概略を説明させていただきます。

利用権の設定を受ける方は、亀井野で156aを耕作されております。

こちらの農地につきましても、現地の確認を行っておりまして、きれいに耕作されている状態であることを確認しております。

以上になります。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号9について意見を求めます。

―― ―――  
―― ―――  
議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第14号、番号9について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第14号、番号9について、承認することに決定をいたします。

対象委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

続きまして、本議案番号15、番号16、番号18、番号19につきましては農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、番号15、番号16、番号18、番号19について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、番号15、番号16、番号18、番号19につきまして、概略を説明させていただきます。

番号15、番号16、番号18、番号19につきましては、高倉を中心に286aを耕作する方の更新借受分となっております、詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

全ての農地につきまして、現地の確認を行い、きれいな状況を確認しております。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号15、番号16、番号18、番号19について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第14号、番号15、番号16、番号18、番号19について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第14号、番号15、番号16、番号18、番号19について、承認することに決定をいたします。

対象委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

議長（齋藤義治委員） 続きまして、本議案、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、日程第5、議案第14号、その他の案件につきまして、一括して説明をさせていただきます。

番号1及び番号2につきましては、用田を中心に424aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号3は、打戻を中心に136aを耕作する方の更新借受分。

番号4は、葛原を中心に46aを耕作する方の更新借受分。

番号5は、打戻を中心に30aを耕作する方の更新借受分。

番号6は、瀬郷を中心に113aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号8は、遠藤で21aを耕作する方の更新借受分。

番号10及び番号22、番号23、番号25から番号27、番号29から番号36につきましては、大庭を中心に283aを耕作する方の農業経営規模拡大にかかる新規借受分と更新借受分も含まれています。

番号11から番号12及び番号17、番号21、番号24につきましては、石川を中心に427aを耕作する方の更新借受分。

番号13は、西俣野を中心に78aを耕作する方の更新借受分。

番号14は、このたび新規就農される方の新規借受分で、こちらについては資料がございますが、資料は10ページからとなっております。

借受人は、株式会社マイファームのアグライノベーション大学校横浜農場で2018年2月から、ことしの3月まで農場長として勤めながら研修をされていました。4月に藤沢市の審査会を受けて、現在に至っております。今現在世

田谷にお住まいですけれども、就農に当たり、藤沢市に引っ越しされる予定と伺っております。

六会・長後の地区協議会におきまして、借受人御本人と面談し、就農計画等について確認をしております。

続きまして、番号20は、西俣野で14aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号28は、大庭で25aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分となっております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、全て現地確認を行い、特に問題のある箇所等はありませんでした。

説明は以上となります。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本議案、その他の案件について意見を求めます。

吉原委員。

3番（吉原 豊委員） 僕の質問の内容が、これに当てはまるかどうかはわかりませんが、新規と更新ということでたくさん借りてもらうことは非常にいいと思います。

実は、こうやってたくさん借りている中で、自分が田んぼなり畑なりを耕作しているうちはいいのですが、特に田んぼ等については、今「人・農地プラン」ということでもかかっていますけれども、農地集積等をやっているわけです。

集積農地がどんどんどんどん進んでいったときに、これからどうしていくのか、それは農協もそうだし、農業委員会もそうだし、農業水産課もそうだと思いますが、これから先、こういうふうにしていこうよというものがないと、集積がどんどんどんどん進んだときに、バアーンと売ったり買ったり埋め立てたりして、特に田んぼですが、風景が変わったり目的が変わったりすることがあるのではないかという心配があります。そこら辺を、今からどのように検討していくのか、考える必要があると思います。

それから、例えば私のうちですが、私がやっている間はたくさんやりながら、子どもにもやれよというふうにやっているわけですけれども、子どもの代になってきたら、どんどんどんどん農家から外れていく、農家をやめていくような雰囲気があるのではないかと思います。そのときに農地はどうなっていくのか、放っておけばそのまま荒れ放題の原野になってしまう。そこに歯どめをかけておかないと荒れ放題になってしまう。今の状態だと歯どめがないのではないかと思います。

きょうの会長の話、会長大会の中でそのような話が出てきたと思いますけれども、今後どうしていくのかということが、もしあれば聞かせてほしいと思います。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ただいま吉原委員から、農業の将来にかかる集積のその後ということで、いろいろ危惧するような御意見がございましたが、農業委員会としてどのような意見をお持ちかということでございますので、まず局長からお願いいたします。

事務局（加藤 敦事務局長） 冒頭に会長からもお話がございましたし、吉原委員の御指摘は大変ごもっともだと思います。

今回、農地バンクの見直しの法案が可決をされました。具体的な進め方等については、法律に基づく政令あるいは省令で、詳細が今後示されていくと認識をしておりますが、まさしく地区の農業あるいは農地の将来像をしっかりと地域ごとに描いていこう、いわゆる「人・農地プラン」の実質化をしていこうというのが、今回の法律改正の趣旨でございます。

それでは、吉原委員の地区をどうするのかという答えは、今はないのですが、そこを話し合うのが市長部局の農業水産課、それからJA、そしてそこに農業委員・農地利用最適化推進委員も加わって、10年後、20年後をどうしていくのか、そのための話し合いの材料といたしまして、それぞれの地区の農地の実態、それぞれの農地の所有者あるいは耕作者について後継者がいるのかいないのか、あるいは農地を売りたい、貸したいというような希望があるのかない









議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第16号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第16号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第8、議案第17号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおりです。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、平成30年8月26日。農業従事者の区分、一定割合以上従事している者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおりです。買取り申出をする土地、善行四丁目の4筆。地目、すべて畑。地積、合計1,224㎡。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおりです。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、平成30年8月19日。農業従事者の区分、一定割合以上従事している者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおりです。買取り申出をする土地、辻堂東海岸一丁目の2筆。地目、畑及び雑種地現況畑。地積、合計1,753㎡。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —



事務局（福岡信二主幹補佐） 1点事務連絡で、お手元にクリップ止めの資料があると思いますが、御覧ください。3種類の資料がございます。

「園芸、農林、畜産の各小委員会開催について」と、「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見の提案について（依頼）」、最後に「平成31年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」ということで、これは前回総会でもお配りしていますが、参考までにつけさせていただきました。

いずれも農地等利用最適化施策の改善に関する意見の作成のための資料、文書になります。今年度につきましても、各3部会の小委員会の開催をさせていただきたいと思いますが、一番最初の通知文を御覧ください。

開催日につきましては、園芸小委員会を6月10日（月）の14時から2時間ほど開催させていただければと思います。農林小委員会は、6月11日（火）の午前9時30分から、畜産小委員会につきましては、同日（6月11日）の午後2時から、いずれも本庁舎7階の7-3会議室で開催させていただければと思っております。

参考までに、裏面に3つの小委員会の名簿を添付させていただきました。あわせて7階フロアの会議室案内図もつけさせていただいております。参考にしてください。

2つ目の資料の「令和2年度の意見提案（依頼）」ですけれども、1番として、「意見提案項目」ということで、前年度同様、御覧のと通りの4項目について、もし御意見がございましたら、時間が余りなくて申しわけないのですが、6月6日（木）までにファックスあるいは郵送で農業委員会事務局まで御意見をいただければと思います。

以上ですが、小委員会で意見についての内容を調整させていただきまして、スケジュールとしましては、6月総会時に議案として上程をさせていただいて、7月の中旬に市長に意見書として提出を考えております。御意見がありましたら、事務局までよろしく願いいたします。

以上になります。



以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）